

## 第7回歴史資料として重要な公文書等の適切な保存・利用等のための研究会議事次第

日 時 15年11月25日(火) 10:00~12:04

場 所 内閣府5階特別会議室

- 1.開 会
- 2.諸外国における公文書等の保存・利用等の実態調査報告について
- 3.閉 会

高山座長 それでは、定刻を少々過ぎましたので、ただいまより第7回の研究会を開催させていただきます。本日は悪天候の中、朝早くからお集まりいただきましてありがとうございます。ありがとうございました。

きょうは最初に江利川官房長から、次回以降の研究についての御説明がございますので、最初にお願いしたいと存じます。よろしくお願いたします。

江利川官房長 私の方から、次回以降のこの研究会の持ち方につきましてお話しをさせていただきます。

先般、先生方には、アメリカ、カナダ、中国、韓国とご視察をいただいたわけですが、その結果を高山座長から官房長官に御報告をしていただきました。大変お忙しい官房長官ですが、非常に熱心にお話を聞いていただきました。高山座長からは、この報告書案の「はじめに」の部分で要約的に出ておりますけれども、そういう内容のご報告をしていただきました。

その際に、私自身も認識を新たにしましたが、公文書あるいは公文書館、公文書問題は奥の深い大事な問題であると。官房長官自身もかねてから、そういうご認識でいらっしやいまして、報告を聞かれまして、改めて我が国の公文書館と公文書のあり方について、どちらかという、この会は勉強会的に始まったわけですが、官房長官の私的諮問会議というような形でより公的な形というのでしょうか、そういう形にして検討を深めていただいたらどうか、こういう話が官房長官からありました。もちろん、これは私ども事務方としても喜ぶべきことでありますし、高山座長もその場でご快諾していただきました。

ちょうど海外の調査結果、前回は国ごとの報告でしたが、今回は中身を横断的に整理した報告書ができておりますので、その前にまとめていただきました中間報告と、この海外の調査報告書、これをもって、今までの研究会は一応1つの区切りにしていただいて、次回から、メンバーについても高山座長とご相談しておりますが、行政実務や文書管理とかそういう方面のこともさらに踏まえてメンバーを拡大して、それで官房長官の私的懇談会という形でご議論していただくのはどうだろうか。政治家でこういう問題に非常に熱心だという人がそばにいるというのはほとんどあり得ないことでして、そういう意味で言うと、非常に運に恵まれているこの時期ではないかと思っておりますので、この際にできるだけのことを詰めていただいて、後世にその検討結果を残してもらおう。実施についてはいろんな制約もありますので一遍にはいかないものはたくさんあるかもしれませんが、これから、この問題を考えるに当たっての1つの指針・バイブルになるようなものをまとめていただけたら大変ありがたいと思っております。

時期ももともとこの秋ぐらいまでに1つの報告をとということをお願いしておりましたが、新たなメンバーが加わることを考えますと、スタートから概ね半年ぐらいをめどに、月1回程度ずつ集まっていたいただきながら詰めてもらおうと、そんなイメージでお願いいたしたいと思っております。

そういうことでございますので、この先につきましても、どうぞよろしくお願いたします。

高山座長 ありがとうございます。

ただいま江利川官房長からお話がございましたように、去る17日の夕刻に、江利川官房長、川口課長、さらには菊池館長にご同席をいただきまして、前回までの結果、特に海外の視察報告をさせていただきます。

そのときに、官房長官の方からお話がありましたのは、今、江利川官房長からお話があったとおりでございます、その場で、特に移管の円滑化と法的環境の整備について、私はぜひぜひよろしくお願いたしますということを申し上げたわけでございます。本当にこういうチャンスは、今、お話がございましたように、また、いつめぐってくるかわかりませんので、この時期に我が国のアーカイブズの基礎になるようなものを1つなりとも実現する方向で、我々も協力をさせていただければと考えております。

そういうことで、今お話がございましたように、今後は官房長官の懇談会という形で、少しメンバーを拡充して続けさせていただきたく存じます。現在までの結果は、一応中間取りまとめのときの報告書と、本日お手元に配布されております海外視察の結果をまとめました報告書をもって研究会としての最終報告書にしたいと考えております。

資料1という形でお手元に配られましたものにつきましては、既に郵便で事前に事務局から、各委員の皆様方のお手元に届いているかと思えます。それで前回の研究会では、諸外国における公文書館の実態、これを訪問しました各国別、韓国、中国、米国、カナダというようにグループ別に結果概要について紹介をして議論を重ねていただきました。

そこで、本日は前回の議論を踏まえた資料1に沿いながら、調査報告書の取りまとめというものを目指していきたいと考えております。

会議自体としては、既に御案内をいたしておりますように、12時までには終了したいと考えておりますので、よろしくお願をいたします。

資料1のお手元の調査報告書(案)としてあります素案を事務局でまとめていただきました。まとめるに当たりまして、前回のこの研究会で、加賀美委員から御意見がございまして、国別にまとめるだけでなく、特定の問題毎に、今度は串刺しにといいますが、4つの国の訪

問先を通して見た場合にどういうことになるのか、そういうことを踏まえた素案をつくる必要があるのではないかという御意見も出ておりましたので、その線で事務局にお願いをしたということでございます。

それでは、項目ごとに議論に入りたいと思いますが、まず、事務局から、構成を含めて、概要を御説明いただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

企画調整課長 それでは、資料1につきまして、厚いものですが、概要の構成を中心にご紹介をさせていただきます。全体で100ページを少し超えております。

まず表題でございますが、「諸外国における公文書等の保存、利用等にかかる実態調査報告書」としております。

1枚おめくりいただきますと、訪問先を書いております、先生方にどこに訪問をいただいたかということと、訪問先をリストアップしております。

次に目次でございますが、目次を使いながら構成を御説明いたしますと、最初に「はじめに」ということで、ご訪問いただいた4カ国につきまして、その国の制度の公文書館の概要を書いております。

それから以降は、公文書等のいわばライフサイクルに対応するように整理をしております、1つは、公文書館が収集対象とする記録について書いてございまして、ここにまた電子資料についてまとめてございます。

現用記録管理ということで、日本の公文書館では必ずしも直接対象としていない各国における現用記録管理についての制度について概要を4カ国についてまとめてございます。

現用段階を終えた記録の保存ということでございまして、各省庁の処分権、管理権が及んでいるけれども、事実上頻繁に使われなくなった段階における記録の保存のシステムについて、いわゆる中間書庫に相当するようなところをまとめております。

第 章でございますが、さらにそこから、公文書館への移管というところについて制度実態を整理しております。

資料の公開と利用ということでございまして、公文書等を一般に公開をする制度に関連する事情を整理しております。

アーキビストを中心とした専門職教育につきまして、まとめてございまして、アメリカとカナダは共通点が多いわけございまして、1つは北米としております。

でございますが、以上の整理ではどこにも入らないような各国ごとの特徴的な取り組みについて各国1つずつぐらい整理をしまして参考文献を書いてございます。

次に「はじめに」でございますが、前半の「はじめに」は、基本的に本出張がなぜ行われ

たか。それから、研究会の中での位置づけでございますが、前半に書いたのは中間取りまとめのご認識をそのまま書いてあるわけございまして、後半は制度的課題の検討になるということで、制度的課題の検討に役立つように海外調査をお願いしたということを書いてございます。

注目される事項のところは、基本的には高山先生の座長の方から、官房長官に御報告いただいた内容と、その場で話題になったような論点を基本的に書いてございます。

1ページのところからアンダーライン部分だけ紹介させていただきますと、研究会として注目した点としては、第一に、公文書館の理念、2ページでございますが、第二に、収集・収蔵資料の種類の多様、第三に、法的環境の差、第四に、政府の「現用」文書の管理、保存における公文書館の役割、第五に、多様な機能とその拠点のひろがりである、としておりまして、おおむねこの報告書自体の章の立て方にほぼ対応しております。

3ページでございますが、報告書のとりまとめに当たっては、現地調査によるヒアリング結果や入手資料を中心に、今後の制度的課題にかかる検討に資するため、公文書等のライフサイクルの各段階に沿って、国際比較が可能となるように整理を行った。また、必要に応じて、適宜、事前、事後の文献調査の成果を盛り込んだ、としております。

したがって、ご出張いただいてから、先方から入手した資料、出張の際に文書で持ち帰ったものについて、それを翻訳をしたものを中に入れるというようなことをしまして、出張のヒアリング自体の結果というよりは、もう少し出張の前からわかっているようなことなども入れる。つまり海外調査について3回研究会を開いていただいておりますが、1回目の研究会でご議論いただいていることなども入れているということでございます。

4ページからでございますが、最初に国立公文書館の概要ということで、最初に韓国について書いてございます。概要ということがございまして、GARS：韓国の国立公文書館、政府記録保存所のキャッチフレーズを書いてございます。それから、所管省庁、法令、沿革、5ページに目標及び機能ということで、国政運営の透明性と責任ある行政の実現、記録遺産の安全な保存による文化国家実現ということを書いてございまして、組織が書いてありまして、その下に職員数133人ということでございます。

6ページに行きまして、施設写真なども適宜入れてございまして、予算が書いてありまして、所蔵記録物。

7ページには重点課題としてございまして、新築建設計画についても触れております。8ページは、中国国家档案局についてですが、(5)は中国における档案の位置づけということで、人類社会の各種活動の真実の記録など3つ位置づけを書いてございまして、9ページに

機構編成表を書いております。

10ページは、公文書館の組織ということでございまして、それぞれ前回ご議論いただいたようなことが少し詳しく書いてあります。

11ページ飛びまして、12ページでございまして、アメリカ国立公文書記録管理局ということで、アメリカで、またNARAの使命から、アニュアルレポートですとか、玄関彫像の台座の言葉、アーキビスト、館長に当たる合衆国アーキビストの言葉、“公文書館は、単なる歴史保存施設でなく、人権の擁護や説明責任のための、民主主義の本質に深く関わる施設である”ということを書いてございます。

12ページは、所管管轄省庁ということが書いてございまして、13ページの上でございまして、合衆国アーキビスト（ジョン・カーリン氏のことですが）は、上院の助言と同意の下で大統領により任命されるということが書かれております。

その下に組織を書いております、これは後ほど詳しくいろんなところに出てくるわけですが、公文書館本館・新館、レコードセンター、大統領図書館、リサーチセンターということについて触れております。

14ページでございまして、法制、関連する法律にどのようなものがあるか。

(5)はワシントンD.C.とメリーランド地区の施設の概要でございます。

15ページに閲覧施設、各階がどうなっているかということが書いてございます。

16ページはレコードセンターでございます。

16ページ、カナダ国立公文書館でございますが、写真が載せてございまして、国民や国家にとって重要な記録であれば、私文書や絵画、レコード等も収集対象としている、としております。

17ページに組織図等がございまして。

18ページに、ガティノー保存センターのことを紹介しておりますが、これも後で詳しい説明がございまして。

19ページ、公文書館が収集対象とする記録ということで、四角の中は章全体のまとめということでございまして、わが国の国立公文書館で所蔵している資料は、現在紙媒体のものが大半で、映像・音声資料等紙以外の媒体の資料はごくわずかしか所蔵していない。また、国立公文書館法や公文書館法において、収集の対象とする記録の種類についての定義はなされていない。今回調査した4カ国では、いずれも国立公文書館に関する法律に記録の種類を提示し、紙媒体以外の資料も数多く収集してその保存と公開に努めている。特に電子資料については、各国とも国立公文書館が中心となり、国家レベルのプロジェクトとしてその保存シ

システムの確立に取り組んでいる、としております。

1 収集対象とする記録の範囲（定義）でございますが、韓国は記録物、中国は档案、アメリカは歴史的資料、カナダは記録という言葉を書きまして、定義を書いています。

20ページは、紙文書以外の多様なメディアの資料の収集と保存の様子ということで、各国別に韓国について、視聴覚類、刊行物、マイクロフィルムなどを書いております。

21ページは、アメリカについて、それを書いております。

下は、NARAの特殊メディア保存ラボというのがあるということは触れております。

22ページは、その詳細で、ラボで使用している機器類、マイクロフィルムとデジタルによるハイブリット保存。

23ページは、カナダについて同じような整理をしております。特に訪問しましたガティノー保存センターの活動について書いてございまして、最先端技術を用いたあらゆるメディアの資料の保存に取り組んでいる、ということで写真を載せてございます。内容は建物の概要。

24ページはデジタルスティル写真スタジオ、ビデオラボ等を書いてございまして、少し詳しく引用しております。

26ページに行きまして、書籍の修復、収蔵庫ということで詳しく書いております。それから、写真でございますが、歴史的重要な絵画ということで、絵画も収蔵しているということで写真も入れております。

27ページは、電子資料の保存ということで、(1)がアメリカのシステムということでございます。

28ページ、カナダ国立公文書館の電子資料の保存ということで、スタンダードづくりとか歴史的背景など項目に分けております。

29ページは、中国の取り組みを書いております。

31ページは、韓国でございます。

32ページからは、現用記録管理でございまして、日本の公文書館法では、公文書館は政府機関の現用記録管理については監督指導を行う立場にない。これに対して、今回訪問した4カ国ではいずれも、国立公文書館にあたる機関が現用記録管理に深くかかり、政府機関の文書管理担当者の研修等も行って、最終的に歴史的に重要な資料が確実に国立公文書館に移管されるよう、監督指導している。特に電子記録については、従来のシステムを見直し、記録の作成段階から将来の廃棄・移管を見据えた管理を行うための新しい取り組みが見られた。中でも記録管理の国際標準としてのISO 15489というものを注目に値する。としております。

その後ですが、各国の法律を中心に書いてございまして、韓国が32ページでございまして、

33ページは中国の文書管理のシステムを書いてございまして、

34ページはアメリカでございまして、合衆国アーキビスト、先ほどの公文書館館長に当たる人の権限等を書いてございまして、

35ページ、記録の廃棄に承認を与える方法を定める、というふうにしております。

現用記録管理のための組織として、ライフサイクル・マネジメント部、説明を聞いた部局の説明を書いてございまして、

36ページでございまして、その続きでございまして、

36ページの下でございまして、連邦政府記録管理プログラムの再構築ということで、最新の話を書いてございまして、2001年以降に委託調査を経て、新たな戦略を策定するというところで、記録管理の国際標準ISO15489を導入して、これまでのライフサイクルの考え方から、ライフコンティニュアムという考え方を取り入れているということで、政府機関の業務のより効率的な遂行を支援することとし、業務そのものの効率化や説明責任に対する役割を重視しているとしております。その後、戦術的白書ということをもとに策として打ち出しているということを書いてございまして、

38ページでございまして、カナダの現用記録管理でございまして、こちら5条(1)ですが、連邦政府機関の管理する記録及び各省の記録の廃棄、または処分は国立公文書館長の許可なくして行うことはできない、ということを書いてございまして、

その後、カナダにおけるレコード・キープिंगとインフォメーション・マネジメントということで、情報管理の大きな政策の中で公文書館が位置づけられているということが書いてございまして、39ページに続いております。例えば、バックグラウンド3というところでは、政府機関が作成する記録の最も望ましいスタイルは電子文書である、ということなどが書かれてございまして、その中で国立公文書館、LACの役割 - 情報運営管理と国立公文書館というようなことを書いてございまして、

40、41ページに少し詳しいことが書いてございまして、飛ばしていただきまして、43ページでございまして、現用段階を終えた記録の保存でございまして。欧米諸国には、各政府機関で作成される記録について、日常業務でほとんど使われなくなった段階で国立公文書館の運営する保管施設に移し、保存期間満了まで保管したのち永年保存記録を公文書館に移管するシステムがある。このような公文書館の運用する現用段階を終えた記録の保管施設を、わが国においては中間書庫と呼んでいる。今回の調査で訪れたアメリカ、カナダの国立公文書館は、いずれも国内各地に複数の中間書庫を運営し、公文書等の適切な保存を行っている。ま



た韓国や中国においては、法律に規定された公文書等の保存管理施設がある、としております。

そこで我が国で比較的ここはなじみがないところなので、記録のライフサイクルにおける中間書庫制度の位置づけということで、一般的な補足の説明、省庁から中間書庫、公文書館ということで図を書いてございまして、「現用文書」、「半現用文書」、「非現用文書」と3つの概念を使いまして、中間書庫はこれら「半現用文書」を業務の現場から移動させ、その管理を専門職員に任せることでスペースの有効利用と現場業務の軽減化、これは各省庁の現場業務でございますが、さらに文書が必要になった場合の迅速な対応を可能とする等行政の効率化に重要な役割を担っているということを書いてございます。

そこで44ページから、国別でございまして、まずアメリカのレコードセンタープログラムの概要でございまして。

45ページ、(3)でございまして、そのための根拠となる法律を列記しております。

46ページは、NARAが有料になったということが上の方に書いてございます。ただ、省庁は民間企業に移管する場合にはNARAに通報しなければならない。レコードセンターに移管するかどうか、各省庁の判断であるけれども、地価の安い郊外に建てられて、民間に移管するよりも安価な料金でサービスを提供している、ということが書かれております。

次は、今回訪問したワシントン・ナショナル・レコードセンターの業務について詳しく書いてございます。概要と公文書のワシントンへの移送。

47ページに処分までの流れを書いてございます。

49ページには、各省庁からのレファレンス・サービスの要求に対するサービスの内容を書いています。

51ページ、下ですが、機密解除についての制度も紹介をしております。

52ページ、カナダのレコードセンタープログラムということで、今回訪問はしてないわけですが、アメリカの制度に対応いたしまして、過去の資料等から、カナダについても同じようなまとめをしているということで、8カ所のレコードセンターがあるということ。

53ページ、オタワについても、首都地域連邦レコードセンターがあるということなどを書いてございます。

主な機能ということで、 から まで、53ページ書いてございまして、基本的にはアメリカの制度とほとんど同じなのかなという印象でございまして。

54ページにそれぞれレファレンス・サービス。

55ページには、記録の処分というところがございまして、ここでも政府機関の記録は、公

文書館長の同意なしに処分することはできない。

(6)記録の処分でございます。そのような受け入れを行うということでございます。

56ページには韓国における資料館システムということでございますが、こちらは各公共機関がそれぞれ資料館を設置・運営するというところで、資料館設置・運営を公共機関の方に義務づけているという仕組みが書かれております。

56ページ、57ページにその制度の詳細を書いてございまして、司法や立法文書については、特別の扱いをしているというのが(5)、外交、防衛は(6)に書いてございます。

59ページには、便利な資料がありましたので、今のことを図にした資料をつけてございます。

62ページには中国でございますが、こちらも定期的に組織内部の档案機構に移管ということが書かれております。

63ページでございますが、公文書館への移管ということで、公文書等の移管制度については、訪問した4カ国いずれにおいても、国立公文書館が法律に基づいて保存期間の設定や移管する記録の決定に深く関与しており、日本の移管制度と大きく異なる。アメリカ、カナダにおいては、国立公文書館の長の許可なくして公文書の廃棄はできないことが法律に定められ、この権限を背景に、現用記録管理・中間書庫制度・国立公文書館への移管が、連続した1つのシステムとして成り立っている、というふうにしております。

まず韓国が書いてございまして、先ほどの資料館への移すシステムなどが書かれております。次が中国でございます。

65ページがアメリカでございまして、アメリカは移管に関する法律をまず書いてございます。(2)移管までの流れが下にありまして、記録の作成機関は、NARAのライフサイクル・マネジメント部の指導のもとに、記録の保存期間、保存期間終了後の処分等をレコードスケジュールに定め、NARAの承認を受けてからそのスケジュールを実行していく、となっております。

66ページに(3)立法公文書センターについても触れてございます。

68ページにNARAがつくっている処分許可申請書をそのままつけてございます。

69ページはカナダでございまして、アメリカと似たような制度になっております。記録処分権限が書いてあり、(3)がレコードセンターへの移送ということが書いてございます。

71ページでございますが、第 章 資料の公開と利用でございまして、訪問した各国ともインターネットによる情報の提供に力を入れ、目録データベースの充実やデジタルアーカイブの構築に努めている。北米については、情報公開法と国立公文書館の関係についても触れ

ております。

1は韓国における現状ということで、目録データベースの現状、将来計画をつけております。

72ページ、展示、ホームページの企画運営について書いてございます。

73ページは、資料の公開制限とか閲覧資料の利用方法などに書いてございます。

74ページ、中国における資料公開でございますが、基本的考え方ということで、大衆のための档案馆へと脱皮しようとしているということとか、文書公開基準、インターネットによる情報提供について触れておりまして、特に北京について詳しく書いてございます。75ページには公文書の所在確認でございます。

76ページには、現用文書の公開について書いてございますが、情報公開法や個人情報保護法がまだできていないということが書かれております。

アメリカにおける資料の公開と利用ということで、まずNARAの目録データベースについて書き、77ページではホームページの教育普及活動について書いてございまして、オンライン展示とかホームページで入手できるデジタル教材。(3)NARAが参加するデジタルアーカイブプロジェクトについて書いてございます。

78ページでございますが、情報公開法の公文書館への影響ということで、アメリカの情報公開法、情報自由法について簡単に触れております。

に情報自由法と公文書館制度ということでございまして、段落の2つ目でございますが、米国の情報公開制度の特長は、行政手続法、情報自由法、連邦記録法、国立公文書記録管理局法、国家安全保障秘密情報に関する大統領命令といった「記録のライフ・サイクル」にそった多くの法律、規則、制度が関連しながら制度を維持している点である。さらに、記録作成が法律で義務付けられている、としておりまして、その条文、各連邦機関の長は、当該機関の組織、機能、政策、決定、手続き、基本事業等が適切に記載され、かつ政府及び当該機関の活動によって直接の影響を受ける人々の法的・金銭的権利を守るのに必要な情報が記載された記録を作成し、保存しなければならない。行政を進める上で記録作成が法律で義務づけられている点にも触れております。

79ページが、アメリカ合衆国型ということで全体像を示したものでございます。

で電子情報自由法ということで、電子情報も情報自由法の対象になるということで、ただ、各省庁の方でNARAを経由せずにホームページ上に記録が公開されたり管理されたりする状況に対応した法律ができていているということを書いてございます。

79ページの下、カナダにおける資料の公開と利用ということでございまして、アメリカと

似ている点が多いのではないかと思います。

81ページ、カナダの情報アクセス法についても触れておりまして、98年11月には、記録の不当な廃棄、改竄等が違法となり最高2年の懲役または1万ドルの罰金になるということなどが書いてございます。

82ページでございますが、情報アクセス法は政府機関の管理下に記録であるということで、個人のメモは対象外であることなどを書いております。

83ページの段落下から2段目、カナダの特長は記録管理や情報公開に公文書館が中心となり国家財政委員会や国立図書館と協力しているという点などがございます。

84ページは専門職教育でございまして、欧米では大学院教育が主体となる。韓国も大学院レベル以上の教育、中国では大学・大学院において広く档案教育が行われていると同時に、現職の職員に対する教育制度も整っているということなどが書かれております。

そこで韓国の制度が書いてございまして、85ページも韓国、87ページから中国、88ページは北米でございます。

92ページ、国ごとのユニークな取り組みということで、1 アメリカの大統領図書館制度のことでございます。93ページにその法律が書いてございます。法律の上ですが、大統領が財団をつくって建設費用の資金集めを行う。NARAは運営資金を拠出し、資料の保存や職員配置について責任を持つということなども書かれております。

94ページは、公文書館と国立図書館の統合再編ということで、なぜ1つのインスティテューションにするのかということで、電子革命ということで、コンテンツがデジタル化したため、何が書物であるか、何が記録であるかの境界がなくなってきたことなどが書かれております。詳しい説明がありましたので、その背景などが書かれております。

96ページは、強い権限で経済発展に寄与する中国の国家档案局ということで、中国の制度について書かれてございます。

98ページは韓国における記録物管理法制定の背景と大統領記録の保存ということで、最近記録管理のルネッサンスと呼ばれているような制度ができた背景などを詳しくここではまとめております。

101ページ以下では、ヒアリングのほかに参考にした出版物、ホームページなどの出典を書いております。

ちょっと長くなりまして申し訳ございませんでした。以上で御説明を終わらせていただきます。

高山座長 どうもありがとうございました。それでは、今、御説明をいただきました構成

について御意見とか御質問がございましたら、どうぞお出しいただきたいと存じます。順は不同で結構でございます。また、後でもう一つ、全体の構成についての御意見を伺っておいて、それから順次各項目ごとに少し細かく御意見を伺っていかうかと思っております。

特に全体について御意見がなければ、まず最初に4ページ目から始まります国立公文書館の概要というところにつきましてはいかがでございましょうか。最初に韓国、中国、アメリカ、カナダという形で出てまいります。何か御意見がございましたら。

加藤委員 事務局の方、非常によくまとめていただいております。その上で、この様々な「機関の組織」というものの書き方とその内容についてですが、例えば韓国のことについて、5ページ目に書かれた(6)というところが一番わかりやすいのですが、例えば大田(テジョン)には、行政課、収集課、保存課という3つあると書かれてあります。これは官僚機構としての組織についての説明だと思われます。そこで、中国、アメリカ、カナダにつきましても、同じく「組織」という項目は必ず言及されておりますが、必ずしも、韓国の官僚機構の収集課と行政課と保存課、というような形でのまとめ方にはなっていなかったりすると思います。ですから今後きちんとした報告書を作成していく際に、いわゆる官僚機構としての組織と、あとは 図書館の内部、档案馆の内部の組織など、档案馆同士の関係とか図書館同士の関係という意味での組織というのがあると思われまますので、その辺を分類した上で、包括的に書いていただくと、これは情報という点で便利かと思えます。

高山座長 ありがとうございます。私なりに次のように理解させていただきました。すなわち、機能的な問題が1つあるだろう。それから、行政組織としての問題があるだろう。それを今のところはそれぞれ個別に紹介されているけれども、その関係づけを今後きちんとするようにという御指摘をいただいたかと思えます。

これを素案といたしまして、最終報告に向けて手直しをしてまいりたいと思いますので、その段階で今の御指摘を受けて、わかりやすいといえますか、若干の説明を加えさせていただくということになるかと思えますが、そういう線でもよろしゅうございませうでしょうか。ほかの方から、あるいは加藤委員も、ほかの箇所についても御意見がございましたら、また、先へ進みましてから戻っていただいても結構でございますので、ご意見をお出し下さい。もし、よろしければ、その次に19ページから始まりますが、公文書館が収集対象とする記録というのがございます。収集対象とする記録の範囲(定義)が、それぞれの国が状況が示されております。この箇所、19ページから全体としてどこまででございましょうか。

企画調整課長 31ページです。

高山座長 31ページですね。31ページまでの記録についてのところはいかがでございます

か。この辺はかなり具体的に書かれているかと存じますが、法律的な定義の問題と、実際に扱っている資料の種類、量、そういったものが書き込まれております。

後藤委員 報告書に対する注文ではないのですが、一言。この報告書自体は非常にすばらしい。よくまとまっていて、実際に担当された方の御苦労に感謝したいと思います。ところで、25ページ、写真のついたハードウェアコレクションのお話が出ております。これで思い出したのですが、ハードウェアも古いものがないと困るということなんです。カナダだったと思うのですが、こういうところまで収集というか收藏が進んでいるのは大変感心いたしました。

国立公文書館の菊池館長のお話では、まだこれから経済発展もする、生活も向上させる、公文書館を充実させるというところでは、こういう機器についても、日本に支援してほしいという要請が強いということです。日本でメーカーなどに話を持ちかけて、こういうもののコレクションと貸し出しの仕組みを国立公文書館でとりあえず具体的につくるというようなことも考えられるのではないか。これからゆっくり議論すればいいのですけれども、報告書を生かして、どういう分野について、どういう順番で実現していくかという話をしなければいけないと思うんですが、その際にハードウェアコレクション、この分野も忘れないでおきたいということを反省した次第です。

高山座長 ありがとうございます。私もこれには大変感銘を受けて見させていただいたところでございますけれど、今、後藤委員から御指摘がありましたように、1つは、公文書館とこういう情報機器博物館的なものももしあるとするならば、それらの関係をどうするか。あるいは公文書館として、アーカイブズとしてどこまでハードウェアコレクションを広げるかということもございましょうし、それから国立公文書館として他の国の公文書館との関係の中で、日本が持っている情報技術力というハードウェアについての先進的な立場からどういう協力ができるのか、こういう大変大きな問題になっていくのかなというふうにも思っております。

一方、私はアーカイブズの中で、資料の保存に関しまして、ついつい私などは、本当に近い将来の目先のこと、それから一足飛びにずっと遠い将来のことを考えてしまっていたわけですが、電子記録をどういう形で保存していくか、新しい情報技術に基づく記録をどう保存するかというときに、耐久性の問題はよく議論に出てまいります。あまり耐久性がないということが技術的に証明されていて、それでは50年、100年、さらには数百年にわたってどう保存するかというときに、マイグレーションという形をとるといったことなのですけれども、そのマイグレーションというのは、考えてみると大変経済的に問題があるのではなからうかと

というようなことで、どうするのかなというふうに考えていたのですが、カナダのハードウェアコレクションを見せていただいたときに、遠い将来のことは遠い将来でそれぞれの時代の人がまた考えるかもしれないし、新しい技術が次々出てくるかもしれない。それをアーカイブズにかかわっているアーキビストを中心とする人たちが、そういう純技術的なことの遠い将来の予測をする必要はなかろう、とりあえず20年、30年という次の世代へ引き継ぐまできちんといろんな情報技術に基づいてつくられた記録を保存していく。そのためにこういうハードウェアをいつでも動かせる形で保存していかなければいけないということだと思います。こういう哲学は大変目を見張らされたというか、目からうろこを落とされたといいますが、そういう感覚を持って見てまいりました。

したがいまして、今、後藤委員から御指摘がありましたようなことも、これから新たな懇談会その他につきまして検討いたしますときに、1つの核になる問題点として取り上げることになるのではと考えております。

国立公文書館長 今、後藤委員と座長の取りまとめで、適切な御指摘をいただきましたし、そういうことでお願いしたいと思いますが、私の経験といいますが、私が知っている情報をちょっと補足をいたしますと、昨年、実は国際公文書館会議のマルセーユでの円卓会議というのがございまして、帰りにパリにありますICA（国際公文書館協議会）の事務局を訪ねたときに、その事務局長から、実は、日本ができることとして希望したいということと言われたのは、今の両先生のご指摘、まさにそのとおりの話と、もう一つの角度から、発展途上国における情報公文書・アーカイブズに関する話でした。それは、電子情報とかということ先進国の中では言うけれども、アフリカやインド、南西アジアの多くの国では、というのは、映画フィルムあるいは、テープレコーダー、それも今のMDだとかという形でなくてオープンリールのテープレコーダーのテープがあると。ところがそういうものを使っていた機器が、今、もう市場に供給されなくなってきていると。オープンリールのテープレコーダー、古いフィルムというようなものがほとんど唯一の貴重なアーカイブズであるところに対して、ローテク製品ですけれども、そういう古い形のテープレコーダーとか、古い形の映写機だとかというようなものを、もし日本の中小企業などがつくって、そういうものを提供してもらえると、大変な日本の国際貢献の突破口になるのではないかと。それでアフリカなどは、そういうことをやってくれるのを待っているのだと。それは旧宗主国であったオランダやフランスのフィリップスだとかトムソンだとか、そういう企業がやったらどうだということは言ったのですが、とにかく日本はそういう分野について町工場みたいなものがたくさんあるのだとすると、そういうところでやってくれないかというような話が実は出たのです。この

点は、ある意味で言うと、こういうハードウェアコレクションということで、我が国自身のためにとっても役に立つと同時に、もし、そういうことができれば、国際貢献という面でも期待されているということも、ぜひ先生方に、私の乏しい体験からですけれども、頭に入れておいていただければなと思います。

高山座長 ありがとうございます。ぜひ、この問題は、本当に大きなプロジェクトになる可能性もあるわけですが、我々として頭にしっかりととどめておきたいと思います。

32ページからの現用記録管理について、御意見がございましたら承りたいと思います。これが現在のアーカイブズ、特に日本におけるアーカイブズの業務範囲を少し拡大していこうという際に、核になるところではないかと考えておりますし、それから、アーカイブズの専門の方々にとりましても、こちら辺で基本的な哲学が今大きく変わりつつある。要するに、ライフコンティニュームという37ページの上の方に出ておりますが、こういう概念が入ってきているということで、この現用記録管理というのは1つのこれからの我々が行います提案の核になるところではないかと思っておりますけれど、ここはいかがでございましょうか。かなりこのところは中身が具体的と申しますか、専門技術的になってまいりますので、少々厄介かなとも思いますけれども。

国立公文書館長 これもよろしゅうございましょうか。ご参考までですが、33ページ、34ページの中国の現用記録管理、これのところで、法制的にはまさにこのとおりだと思うのですが、これもご参考までに、別に文章を書き直していただく必要ございませんけれども、つい最近の事例を御報告申し上げますと、この間、浙江省の杭州で東アジア地区の公文書館会議がございまして、私、アジア歴史資料センターの小井沼次長、総務課長の石堂と出席してまいりました。

そのときにいくつかの公文書館を視察したのですが、浙江省の档案館に行きましたら、ここで言いますと現用文書というのは中国ではどうも文献と言うらしいです。档案というのはまさに保存する形になる。文献閲覧と、档案閲覧というのが浙江省の档案館の中に2つ、同じ部屋の中ですけれども、一応建前として分かれていて、これが現用文書についての関心も増えたから現用文書を今浙江省の档案館では見せるようにしている。こちらは従来からの档案館であるというような形で、現用文書もある意味で言うと、早い時期に档案館に移管をされてといいまか、所属替えをされて、そこでもって閲覧に提供しているというようなことも、これは先進的なことで、別に全国的に行われているわけではないけれどもということで、浙江省の档案館でそういう事例を見まして、写真もそういうようなところを撮ってきました。



保存期限が満了したときに初めて移管されるということでは必ずしもない事例をたまたま目にしました。そういう動きもあるということです。

高山座長 ありがとうございます。そういう面で、日本だけでなく各国ともアーカイブズのあり方については、かなりダイナミックに変化が起きようとしているときではないかと思いますが、法的な定義もございますし、37ページには、下の方に評価選別方針というのがありまして、これはアメリカの事例でございますけれど、3つのカテゴリーに分けているというような状況が紹介されております。(a)、(b)、(c)という、アメリカ国民の権利に関する記録、連邦政府職員の活動の記録、国家としての経験の記録、そういう基本的な考え方等々について、日本はどうするかというような問題も出てくるかと思えます。

それから、39ページのカナダのところでは、2003年5月のIM政策で、政府機関が作成する記録の最も望ましいスタイルは電子文書である、と言い切っている、かなり将来志向といえますか、そういうところも見据えて、何か委員の皆様方から御意見がいただければと思いますが、ついつい我々は紙の文書がイメージとして、これは私だけかもしれませんが、頭に浮かぶのですけれども、これから電子政府という問題が出ておりますので、こういう電子的な記録、電子文書というものの評価・選別をどうするか、あるいは保存というものをどうしていくか。これは避けて通るわけにはいかないだろうというふうに考えております。

逆に言いますと、そういう新しい問題については、この事務局の方で作成していただいた資料を中心にして、これから我々も少し勉強させていただかなければいけないものかと思っております。

それでは先に進ませていただきまして、次に、現用段階を終えた記録の保存ということで、半現用となった記録の保存、今回の1つの目玉になろうかと思いますが、中間書庫制度という問題が、これは43ページからでございますでしょうか。

企画調整課長 43ページから62です。

高山座長 62ですね。この部分についてはいかがでございますでしょうか。中間書庫という、海外では盛んに活用している制度があるということになっておりますけれども。

加藤委員 最初に非常に形式的なことを申し上げますと、こののところの出てくる順番が、今までは韓国、中国、アメリカ、カナダで、今度はアメリカ、カナダ、韓国、中国に書かれていますので、これは単純な順番の、まだ入れ替えの途上なのでしょうか。そろえた方が読みやすいと思われませんが。

企画調整課長 中間書庫については、アメリカとカナダが比較的整備されて、現実にも動いていて、韓国の方は、構想は出ていて各省ばらばらでありますし、構想段階で、必ずしも

実施されていないというところが順番に反映したのですが、そういう意味では機械的に4カ国を並べているわけでは必ずしもなくて、ここについてはややアメリカ、カナダが中心かなというところが、そういう順番になっているという背景でございます。

加藤委員 意味があるなら結構で、と に関しても、第 章も、アメリカ、カナダ、中国、韓国の順に並んでいますので、意味のある強調でしたら、もちろんこれで結構です。

あと、 のところで申し上げるべきことで、1つ加えてよろしいでしょうか。 のところで、カナダにおける非常に新しいシステムで、40ページあたりから書かれておりますR D I M Sです。これに関してはややわかりにくいです。ちょっと直訳調といえますか、ですから、このシステムの画期的な部分をもう少し整理されて、これをやるとどれだけ統合的でおもしろいのかというようなことをカナダ側がどうアピールしていたかという点で書かれた方が、よいのではないのでしょうか。読んだだけではすぐにはわからないところがございますので、ちょっと工夫をお願いしたいと思います。

高山座長 かしこまりました。これは記録にとどめて、要約を最初に出して、それから、こういう細かなものにしていきたいと考えております。そうしますと、第 章は、アメリカ、カナダを強調するという意味で、この順番でお認めいただきたいというふうに思いますが、ほかの委員の方、山田委員、お願いします。

山田委員 の題名なのですが、これはお書きになった方も苦労なさったのだらうと思うのですが、「現用段階を終えた記録の保存」、内容を見ますと、半現用という、そういう表現を使っていて、実は中間書庫というのは本当は現用が終わってないのも保存するところがみそだというところがあるので、「現用段階を終えた」という表現が題名としてふさわしいのかどうか。ただ、さて、そうなるら一体どうすればいいのかと言われると、私としてもあまりいい考えもないのですけれども。

高山座長 御指摘いただいてありがとうございました。私もよくわかりませんが、  
「現用段階を終えた」というふうになりますと、読みようによっては非現用ではないかということにもなりかねませんので、ここはそれでは少し言葉としてどうするかということを考えたいと思います。「半現用」という言葉、これは私よくわかりませんが、専門家の方にお尋ねして、もしも使える言葉だということであれば、「半現用となった記録の保存」というような表現をとらせていただきたいと思います。オブザーバーで出ていらっしゃる方がお詳しいかと思いますが、「半現用」という言葉を使ってよろしいのでしょうか。

企画調整課長 本文では「半現用」という言葉を使っていますので、ここは、先ほど説明

しながら不統一かなという印象もありましたので、問題ないようでしたら「半現用」というふうに……。

山田委員 それこそカギ括弧付きかななどでも。

後藤委員 公文書館の世界では「半現用」は使っています。

高山座長 大丈夫ですか。では「半現用」と。

三宅委員 カギ括弧つきということでしょうね。

企画調整課長 ですから現用であるけれども、事実上、非現用に近くなっているというニュアンスで半現用を使うということなのかもしれませんので、全体に用語が統一されていないような感じもありますが、そのこのところは、今、先生方のご理解に合うように言葉を統一するようにしたいと思います。

後藤委員 79ページ、安藤さんの整理がありますけど、ここでも「半現用」という言葉が使われておりまして、大体公文書館の世界ではこういう使い方をしていきますので、括弧は要らないのではないかと思います。

三宅委員 「半現用」と言った場合は現用文書の一部であることには変わりはないと理解でしょうね。

企画調整課長 その点もどこかに書くときに。

三宅委員 中間書庫の正しい理解として、現用文書だけど、とりあえずここに置くというニュアンスがちゃんと伝わらないと、各省庁から、現用文書、半現用にして持って行かれるのではないかというニュアンスがあまり出ないような形にする必要がある。

山田委員 それもあるし、今度は非現用を整理するための前の段階だというふうに見られても、これはこれでおもしろくないというところがありますので。

高山座長 ですから、半現用という言葉を使いながら、その説明をきちんと入れておかないとまずいでしょうね。

山田委員 そこをどうするかというのが1つの非常に大きなポイントなのだと思うんですね。現用と非現用というすっぱり分け方でなくて、これから考えていこうというようなこと。

国立公文書館長 この移行時期が、実は我々実務の上でも大変難しいのですね。

山田委員 1つのこの報告書のみぞでしょうから、前の方にでも……。

三宅委員 可能性がある状態の現用文書と書いてもいいのではないかとと思うんです。法律的には現用文書。

国立公文書館長 例えば四角の箱の中で言うと、現用文書であるけれども、日常業務ではほとんど使われなくなった段階で、「半現用の文書を」とか、初めにカギをつけて、あとは

現用文書。

高山座長 43ページにその辺の文言が多少整理して書かれているかと思いますが、これをもう一遍検討させていただいて、さらに委員の皆様方の御意見も賜りたいと思います。あと、第 項目、中間書庫制度に関する問題が、半現用ということを出ているわけですが、この辺はほかに注意しておくことはございませんでしょうか。

アメリカとの関係の中で今回は訪問しておりませんカナダのレコードセンターについても一応ここに記述をしていただきましたのですが、この辺について、委員の皆様方の御意見がございましたら。アメリカ、カナダに引き続いて、韓国における資料館システムの紹介があって、これは全部で3つの図が示されております。

それでは、また後ほど必要ならば戻ることにいたしまして、63ページからの公文書館への移管の問題、これらも今回の研究会の1つの大きなテーマでございますが、このところはいかがでございますでしょうか。ここはまたもとのとおり、韓国、中国の順で出てまいります。70ページまでの比較的短いところでございますが、特にこの公文書館への移管のところから、今まで行政文書というものが暗黙の前提になっておりますけれども、ここからは、司法、立法部の文書も対象に入っているようでございますけれども、この辺、何か御意見がございましたら。

加藤委員 66ページにアメリカ議会の議事録などをとっておく場所、すなわち、立法公文書センターについての言及があるのですが、これは移管というテーマと何か関係はあるのでしょうか。ここにある理由がややわかりにくかった印象を得たのですが。

高山座長 そうですね。これは何か事務局の方では、今の御質問にお答えいただける何かございますか。

企画調整課長 特にここに入れなくてもよろしいかと思います。

加藤委員 レファレンス・サービスあるいは、資料の公開と利用という部分に入れた方がよいかもしれないですね。なぜなら議員等の個人文書などを補う形で、ここでも見られるところ、ここに意義があると思うのです。

高山座長 組織上のつながりがあるということで、多分ここに入れられたと思いますが、機能的には、加藤委員がおっしゃるように、公開と利用の方に回すという方がいいのかもしれないですね。

三宅委員 組織的にはNARAの記録サービス局にあるのですか。

高山座長 そのようですね。

三宅委員 そうするとNARAの関連でこういう.....。

企画調整課長 この移管以外のところに、適切なところに。

高山座長 そうですね。これは事務局の方で必ずからせていただいて検討させていただきたいと存じます。それ以外はいかがでございますか。

三宅委員 今までの、視察したときに、NARAの説明の中で大統領のものは大統領の特別にセンターだけ、議員のものはNARAでというようなお話があった記憶があって、私はここでも据わりはあまり悪いとは思わなかったのですが、移管という立場からすると移管ではないのかもしれませんが、形式的にはここでも、公開というところになると、取り立てて、この公開だけがどうしても出てこなければいけない必然性はあまりないような気がする。

高山座長 という御意見もございますので、少しこれは全体の構成も絡むようでございますから、少し時間をちょうだいして考えさせてください。

それでは、少々先へ進めさせていただきます。次に、今、少し言及されました71ページからの資料の公開と利用でございます。ここはまた韓国から順番に出ております。韓国があって、中国、アメリカ、カナダという順になります。

企画調整課長 1カ所細かい点で訂正でございます。73ページの下から3行目、とございますが、これは(6)の誤りでございますので訂正させていただきます。

高山座長 ここでは委員の先生方のご関心があるかどうか、様々な法律関係、特に情報公開に絡む法律との関係が1つ出されておりますので、その観点で御意見がいただければということがございます。

もう一つは、これは各項目の中に、今、訂正が入りました73ページの(6)もそうなのですが、各国のデジタルアーカイブという問題についての取り組み、これが言及されておまして、我が国でもデジタルアーカイブズの問題、いろんなところで今非常に熱い論議になっております。したがって、その辺のところでは何か御意見がありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

三宅委員 見出しですけど、71ページの韓国における現状となっていて、あとは、資料の公開と利用とかという形になっているのですが、韓国はあまり資料の公開してないような気がする。これは統一をしていただいた方がいいのではないかと思うのですが。

高山座長 わかりました。「韓国における資料の公開と利用」ということの方がよろしいわけですね。これは、今、訂正させていただいてよろしゅうございますでしょうか。ありがとうございました。

山田委員 すいません。それとの関係でもあるのですが、韓国のところでは、情報公開法

の話が一言も出てこない。これは調査をなさらなかったという理由はあるのでしょうかけれども、これは三宅先生がお詳しいわけで、ちゃんと情報公開法は存在はするわけで、一応存在については触れておかれた方がよろしいのではないのでしょうか。

高山座長 わかりました。ありがとうございます。

三宅委員 56ページに、情報公開請求の受付というのが実はありまして、これは情報公開法の対象になって、開示されているのかなと、できる形なのかなとちょっと思ったのですが、今のお話聞くと、確かにそうだとすると、71ページから後のところで少し触れていただいた方が、56ページの関係はそこで出ているのだとすると、必要かなという感じはしました。多分韓国の情報公開法というのは、司法・立法もすべて対象にするものですから、これ以降は推測になりますが、各機関で文書の管理機関、記録物の管理機関をつくれということになると、多分そこで開示請求を受け付けるのかなと実は思ったのですが、ただ、どこかに表がありましたよね。59ページからの表ですが、56ページには「情報公開請求の受付」というのがあるのですが、59、60あたりを見ると、そうはっきりしないものですから、これはどうなっているかとちょっと気にはなったのですけれども、もしお調べいただいて、もう少し。

高山座長 わかりました。どこまでわかるかわかりませんが、事務局の方で調べていただくことにいたします。貴重な御指摘をいただきましてありがとうございました。

企画調整課長 今、情報公開法と公文書館の関係について、より記述を充実するようという御指摘だと思いますが、そうだとしますと、71ページの四角の中ももう少し中身を、後半の方、調査したということではなくて、中身を少し触れていただいた方がよろしいかという感じもいたしますので、もし、この場で大きなこういうことということがもしあれば、それをまとめていただくという。

高山座長 今、川口課長からお話がございましたように、資料の公開と利用についての全体のまとめに近いものが、一番最初の網かけの部分に入るわけでございますけれども、ここに入れておくべき中身に関する問題、特に情報公開絡みの問題、情報公開法と国立公文書館の関係等について、これこれという、これだけは押さえておきたいということは何か具体的な文言として表現していただけますでしょうか。この3行のうちの前半の部分は、先ほど申しましたデジタル化への対応をきちんとやっていますよという内容の文章になっています。それについて、さらに何かを言わなければいけないとすれば、それも御指摘いただきたいと思えますし、それから、先ほど御指摘をいただきました情報公開との関係でも何かございますか。

国立公文書館長 私がそういうことをお尋ねするのも、甚だもって不見識な話なのですが、

ちょっと教えていただきたいのです。韓国の場合の、73ページの閲覧資料というところで、土地の地籍というものがござえますけれども、私、テジョンに行ったときの感じでは、単に歴史資料を閲覧するというのみにとどまらず、どうもそういうところに収蔵されている公文書のコピーが、ちょうど我々日本で言うと、法務省の法務局で土地の登記簿のコピーをもらうとか戸籍謄本をもらうという形での公証力、公の認定力みたいなのが与えられているのではないかと感じられました。また、アメリカのNARAの場合でも、ベテランズ・アドミニストレーション（退役軍人庁）みたいなものの記録については、これが退役軍人のペンションの請求の根拠になりますよというような形のことが書いてあったような気がするのです。

我が国の公文書館というのは決定的に違うのは、公証力がなくて、知的資料としての閲覧とか学术研究のためにはお役に立ちますよと。だけど、そこからコピーを持っていったからって、登記簿の変更になるわけでもなければ、自分の権利証明になるわけでもない、推定にはなる。そのところの権限が与えられているのか与えられてないのか。その部分はどうかということところが本当のこと言うとはよくわからないのです。その辺のところがわかると、もしそういう力が与えられていると、まさに国民の権利を守り、権利関係を裁定するための、最終的には裁判所でやるのでしょけれども、1つの生きた文書としてアーカイブズが役に立つのかなと。

それに似たようなことが、先生方ご存じの沖縄県の県立公文書館は、どうもNARAから、沖縄戦に突入する前の空中写真を大変大量に買ってきて、それで区画・境界の紛争の確定に少し役に立てるといようなこともやっているようなのですが、公文書館における閲覧というものの意味合いのつけ方が、単なる事実的な閲覧なのか、そういうものにあるところの法的な裏づけを持つものとしてなのか、そのところがかなり公文書館のありようについての機能が変わるのかなと思っています。その部分がもしわかれば、この報告書に書いていただけるとよいんですが、三宅先生、法務局だとか何かというような.....。

三宅委員 私もそこはちょっとよくわかりませんね。

国立公文書館長 日本はそういう意味で言うと、法務局であるとか戸籍であるとか、あるいは恩給などですと、軍籍証明などは都道府県の援護課とかなんかでもってやってもらうという、その辺がちょっと違うというか.....。

山田委員 そもそもが、公証とか事実上の証明とか、そういうような観念自体が多分国によってそもそも違う可能性があるから、これは言い出すと大変難しい話になりそうな気がしますよね。

国立公文書館長 ちょっと私が不明で、私がそういうことをお尋ねするのもおかしいので

すが。

山田委員 機能としては、おっしゃることはよくわかって、確かにそういう機能を多分果たしているだろうと思うのですね。

後藤委員 沖縄では非常に多いみたいですね。資料請求に訪れる人が、土地関係の。

国立公文書館長 テジョンに行ったときにも、一生懸命マイクロフィルムを撮っているやつを見ましたから、これは朝鮮戦争のときに土地がわからなくなっちゃった。そのときに、停戦後に土地の台帳がはっきりしたのだと、申告に基づいて。それが束ねられているから、それはある意味で土地所有の原点になるということで今一生懸命つくっている。これはみんなが欲しがるのだというようなことを言っていました。

三宅委員 日本の場合だと法務局で土地の謄本と公図ですよ。それでわからないとなると航空写真ですよ。そのかわりに、航空写真と国土地理院ですか、どこですか、毎年撮っているのがありますよね。我々も仕事で使うときに航空写真で境界を確認するのですが、でもそういうものは国で言うとどこが保管しているのですか。それが公文書館に来てないという話にもなってくるのではないかと思うんですけど、記録物の範囲を広げるとすると、そういうものが仮に公文書館ですっとこれから保管されていくとすると、そういうものを開示を求めて、国民が公文書館にアクセスしていくという事はあり得ると思うんですけども。

企画調整課長 今の点は調べて御報告したいと思います。

高山座長 ただ、非常に大きな問題ですから、どこまで明らかにできるかわかりませんが、時間の許す範囲でという条件をつけさせていただいて、事務局の方で調べさせていただくことにさせていただきます。

三宅委員 関連で、国土地理院なんかで地図情報システムというのがあるんですね。全国の地図がデジタル化されていて、それが災害になったときにどのような災害対策がとれるかということをするためのシステムみたいなものがあるんですね。それを情報公開で開示するかどうかという議論があって、民間から言うと、そのデータベースをもらうと、そのデータベース上にいろんなデータを入れて、それが民間でビジネスチャンスになるというので、みんな興味を持っているところがあるんですよ。

これは、今、現用文書ですけども、こういうものの文書管理ということも将来もし考えるとすると、これは電子政府の関係にもなってくるのですが、公文書館として射程に入れて、将来に向けて保存しておくことを念頭に置くようなことで各省庁との折衝の中でやるべき課題になってくるのかなとちょっと思ったのですけれども、難しいですね。

高山座長 それとそれが国のレベルだけで済むのかどうかですよ。私はそういう観点で



見たことはなかったのですが、自治体の中の総務部の系統の中に、昔は巻物にして、大変たくさんの地図を持っているわけですね。道路の境界がどうだとか、農地の関係がどうだとかというのもあって、それを巻物の状態では困るから、それをフィルムに直したいとか、あるいは電子的な記録にしたいとかという要求が随分ある。あれは一体そこでとまっているのか、さらにどこかへ流れているのかというのは、全く私は素人でわからないのですが、したがって、国だけで済むのかなという気がちょっといたしますが、ある程度のことが御報告できるかもしれませんので、事務局の方で少し調べさせていただきたいと存じます。

三宅委員 先ほど情報公開制度と資料の閲覧と利用のところですけども、日本の法律だと現用文書は情報公開で非現用になると公文書館という形ですね。アメリカは79ページの図で見ると、78ページの解説にもありますが、国立公文書館が保存している記録や文書も情報公開制度の対象となるというくだりがあって、79ページの矢印を見ると、これはエグゼクティブオーダですね。大統領命令による秘密指定が25年で原則解除になるという、これは非現用的な文書の情報提供というか、資料公開だと思うのですが、その1つ上に、FOIAによる開示請求、これは情報自由法による開示ですから、両方何か手続がどうもあるようなので、もし、冒頭のところでお書きいただくところを少し膨らますとすると、情報公開法と公文書館法の関係では、日本はこうだけれども、北米はこういうふうに両建てになっているかというようなことを少しお調べいただいておりますと、少し内容的には膨らむかなとちょっと思ったんですけど。

高山座長 ありがとうございます。その辺を少し書き込ませていただくという形にしたいと思います。それでは、さらにその先へ進めさせていただきまして、その次が、84ページからの専門職教育の問題でございますが、91ページまで続いております。この辺で何か御指摘いただくことがございましたら、よろしくお願いたします。

中身といたしましては、専門職教育がどうなっているかという問題と、資格制度がどうなっているかという問題に大きく分けられるかなというふうに思いますが。規模が大きいところは非常に細かく、資格にしても教育のあり方にしても分かれてくるということになるかと思っておりますけれども、日本の状況を考えますと、そんなに今のところでは規模が大きいということになりますので、そこでどうするかという問題もあろうかと思っております。しかし、4カ国の状況を踏まえて、この網かけになっている冒頭のところにありますような内容を出しておきますと、方向性が少し見えてくるのかなと思っております。大学院レベルで専門的な教育が何らかの形でなされなければならない。それから、それぞれの国の社会文化的な環境に合わせて資格制度、あるいは資格者の団体というものが機能しているということかなと思っております。

山田委員 よろしいでしょうか。1ページからの「はじめに」のあたりなどですが、この専門教育とか専門職の人の話とかというのは一切出てこないのですね。「注目される事項」というところで、ここら辺に一言ぐらいはこういう話も触れておいた方がよくはないかという気もしたのですが。

高山座長 「はじめに」の中に一言。

山田委員 はい。要するに、人に限らないわけですがけれども、人やモノのリソースというのが非常に充実しているというような話、当たり前だから書かないと言えば書かなかったのかもしれませんがけれども、一言こちらの「注目される事項」のあたりのところでも触れておかれた方がよろしいのではないかという気がいたします。

高山座長 これは項目として立てずに、文章の中へ。

山田委員 それでも構わないと思いますが。

高山座長 リソースの投入が重要であるということを書かせていただきたいと思います。それでは、そんなところで先へ進ませていただきますが、最後の項目、国ごとのユニークな取り組みというところで、これは各国別に1つずつユニークな取り組みが取り上げられております。アメリカが大統領図書館制度、カナダが公文書館と図書館の統合再編問題、中国の国家档案局の権限、韓国における記録物管理法制定の背景という4つでございますけれど、このところはいかがでございますでしょうか。

三宅委員 ここは92ページの最初の網かけ部分に、今、お話いただいた特徴的なところを各国ごとの内容をちょっとずつでも書いていただくとわかりよいかと思いました。

高山座長 わかりました。それ以外には何かお気づきのことございますか。それでは、またいろいろとお気づきになりましたら、適宜事務局へご連絡いただくなり、あるいはきょういろいろと御指摘いただいた事項につきまして、各委員の先生方に、個別に事務局の方からお尋ねすることもあろうかと思えます。

ひとまず議事を先へ進めさせていただきますが、冒頭でお話ございましたように、江利川官房長からお話ございまして、一応今回で研究会は発展的に終了させていただいて、官房長官の懇談会という形に今度衣替えをするということでございますので、今度懇談会に向けて、中間取りまとめで何をやらせたいのかということも以前少しまとめたわけですが、これから今回の研究会でこういうことが明らかになった。懇談会ではぜひこういう問題を深めていこうではないかというような問題について、各委員の皆様方から御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

それでは、今の懇談会についての御意見の前に、「はじめに」で、先ほど山田委員からお

話があったところへもう一遍戻らせていただきまして、注目される事項で、第1から第5という項目が挙がっておりますが、この辺で、先ほど山田委員からお話があった、人材とリソースについての文言をきちんと入れておくということのほかには何か御意見がございましたら、この際、承りたいと存じます。

三宅委員 大変詳細な報告で非常に勉強になるのですが、量が多くて、一般の人が全部を読み通すというのはなかなか難しいかもしれませんので、もし概要のようなものを多少つくっていただくとすると、先ほど来出ています網かけ部分のようなところを、この「はじめに」のところの後ろにでも入れていただいて、ポイントはお任せしますので、していただければ、人にこういうのをやっていますというのをアピールするには、これを渡すのはなかなか大変なので、そういうものもちょっといただくと中間書庫構想を人に説明するのに大変有意義になると思いますので、ぜひ、そういう概要版を、あまり手をかけていただく必要はございませんが、御検討いただければと思います。

高山座長 概要版、この中へ組み込んだ方がいいですか。それとも分けて1～2枚のものが別にでき上がっているという方がいいでしょうか。

三宅委員 どうでしょうか。ちょっと私もそこは.....。

企画調整課長 中にこうあって、それ自体も独立できるように2種類つくることも可能かと思いますが。

三宅委員 人に簡単に説明できやすいものが良かった方がいいかなとちょっと思いました。

高山座長 ありがとうございます。非常にいいアイデアをいただきましてありがとうございました。あと、いかがでしょうか。注目される事項。今、三宅委員からいただいたアイデアをぜひ実現させていただきたいと思います。ほかに何か具体的にございますか。

企画調整課長 ございません。

公文書館次長 よろしいですか。

高山座長 はい。

公文書館次長 前の話なのですが、第2回の研究会で、諸外国における国立機関と地方公文書館との連携における総合的な資料のデータベースの例の説明の際に、日本で国立史料館が試験的に試みましたが、頓挫したような説明をしたように思いますが、国立史料館では現在でも一生懸命やっておるといようなお話がございましたので、ご連絡遅れましたが、今回は最後だということでございますので、一応御報告いたしたいと思います。以上です。

高山座長 それでは、先ほど先に進みかけましたけれども、今後の懇談会に向けて、懇談会ではぜひこういう議論を深めたいというテーマ、何かございましたら、お聞かせいただけ

ますでしょうか。

後藤委員 懇談会決まってから申し上げようかと思っていたのですが、せっかくお話ございましたので.....。

高山座長 改めて、また言っていただいて結構でございます。

後藤委員 中間報告と今度の報告でかなり、例えば中間書庫の問題とか大きな論点はほぼ出ていると思います。ただ、私、最初、第1回るときにちょっと申し上げたのですが、私の夢はICA大会をぜひ日本でやりたいと、そういう夢を持っているものですから、国際的なアーキビストのコミュニティ、会議とか組織とかに日本の公文書館も積極的に関与して貢献をすべきではないか。できれば、何らかの会議、世界規模の会議はいきなり無理としても、アジア規模の会議とか、あるいはICAのラウンドテーブルでもいいかと思うのですが、そういうふうなものを多少大変ですけど、誘致をする。大変ですけど、しかし、それをやるということになるといろんなものが集約的に進むと思うんですね。各方面協力要請ができますし、国立と地方館の共同体制も組まなければいけませんし、そういうことも議論できればなというふうに思っております。

高山座長 それは、ある一時点での大きなイベントに向けて体制を整えていくということだけでいいのか、あるいは国際的なコミュニティに対する貢献を継続的に行うための何かを考えると。

後藤委員 当然継続的にやらなければいけないわけですが、継続的にやりつつ、国内の動きの弾みをつけるためにも国際機関との連携を活用するという視点もあると思いますね。

高山座長 恐らく国立公文書館の方ではいろいろとご企画もおありかと思いますが、そういうことに加えて、この場でまた何か御意見をいただければと。

三宅委員 今回、研究会に参加させていただいて、いろいろ文書管理とか国立公文書館の制度について非常に勉強させていただいたのですが、情報公開をずっと研究していた観点から言いますと、今、文書の不存在という、現用文書がどこに行ったかわからないということがかなり問題になっていまして、どこかでも御説明したかもしれませんが、最高裁判所も1999年まで文書管理規程がなかったということも実はわかったりしまして、それで、三権ともに公文書館を尊重する立場で国立公文書館が指導的役割を果たすべきではないかと今考えておるのですが、その際に情報公開法の見直しが実は施行4年後に見直しをするということで、来年その年に当たっていまして、民間のNGOなどでもこういう提言をということの中で、文書不存在をどうするかという問題をかなり考えております。

そういう観点からすると、現用文書が非現用になる過程での半現用文書の取扱いというこ

ともございますし、アメリカとカナダを調査させていただいていたのは、公文書館がこの報告書の中でもうたわれていますが、文書の情報の公開と文書の管理に関する法律の中の位置づけで、非常に重要な位置を占めているということでしたので、もし、今後私的諮問機関としてやるとすると、恐らくアメリカやカナダにおける文書の公開と文書の管理に関する大きな法律の枠というのは非常に参考にはなると思いますので、私的諮問機関として委員もまた増やしていただく際には、ぜひ、その種の専門家の方も入れていただいて、議論が深まるようにしていただけるとありがたいと思います。

高山座長 それは事務局側でも考えておまして、そのために、最初の「はじめに」のところで、第三項、「法的環境の差」という表現で出しているところが、まさに今三宅委員から御指摘いただいたような問題を具体化させていくという問題につながっていくのだろうと思っております。これはぜひ取り上げなければいけませんし、多分中心的な課題になっていくだろうと思っております。ありがとうございました。山田委員、何かございますか。

山田委員 基本的には三宅先生がおっしゃっていることと全く同じなわけですが、公文書の管理の基本的なシステムをきちんとつくらなければいけない時期にきているし、諸外国の例を見ても、それについての基本的な法的整備がなされていないというのは問題なのだろうと思います。特に公文書の管理というのは、それこそ政府・行政の基本的なあり方でありまして、それに対する国民の権利というものと極めて密接なかわり合いのあるものでありましようから、何らかの形で法制化することが必要なもので、それに対する取り組みはぜひ今の段階から始めなければならないのではないかというふうな感じを持っております。

それから、当然のことながら、ただ、法律をつくっただけでは動きませんので、法律を動かすための行政機関というのが必要になるわけで、それが例えば公文書館になるのか、別な担当部局を内閣府なり何なりにつくるのか、それはともかくとして、今の体制では少なくともおっつかないであろうと考えております。

高山座長 ありがとうございます。これはまた大変大きな問題になりますが、懇談会の中で、また、折に触れて議論させていただければというふうに考えております。

それでは、一応予定した時間になりましたので、もし事務局の方からご連絡いただくことがございましたら。

企画調整課長 官房長官の懇談会については正式には手続きはまだ終わっておりませんが、次回といたしますか、懇談会の日程ははっきり調整できておりませんが、お忙しい中だと思いますので、もしあらかじめ伺いした日程からしますと、12月17日の16時から2時間程度あけておいていただけますと、もし可能であれば、12月に一回開いていただいてということで、

その時間としては12月17日の16時から2時間程度というのが比較のご参加いただきやすいお時間かと思います。もし、うまく調整ができない場合は、1月から開始していただくということをお願いできればと思います。

以上でございます。

高山座長 それでは、今お話がございましたように、次回はちょっと押し詰まって恐縮でございますが、17日の16時からということで、ご予約をとっていただきたいと思います。

それでは、特にほかに何かございませんようでしたら、本日はこれで終わらせていただきたいと思います。お忙しいところ、ご参加いただきましてありがとうございました。